各区市町村の介護給付適正化に関する主な実施目標

要介護認定の適正化

〇 業務分析データの活用

- ・ 業務分析データを活用し、軽度や重度変更における特徴を把握・分析し、合議体長の連絡会で検討。 また、ニュースレターを作成し、審査会委員全員に対して周知
- ・ 合議体別分析データ等を活用して、軽重度変更認定の傾向を把握するとともに、審査会連絡会において情報共有
- ・ 業務分析データ等でばらつきを確認し、ばらつきのある調査項目や特記事項の記載方法に重点を置いた調査員研修やe-ラーニングを実施 (※)

○ 調査票の点検、調査員・審査会委員研修等の実施

- ・ 介護支援専門員の資格と認定調査の実務経験を有する職員を配置し調査票の全件チェックを実施
- ・ 判定の難しい調査項目に重点を置いた調査員研修、情報提供を実施。また、適正化業務分析データと 調査員の調査内容の分析を実施
- ・ 模擬審査会の結果を踏まえ、審査会委員の審査判定手順を確認するとともに、認定の適正化を図るため、定期的な情報提供を実施
- ・ 合議体間の二次判定率を比較し特徴と傾向を分析し、研修等で審査会委員間の考え方の情報共有を図るとともに、事務局の役割について再確認し担当者間の平準化を図る取組を実施
- ・ 認定調査内容の点検や調査員への問い合わせや業務分析データ等から抽出した課題に沿って通信文 の発行や研修等を実施
- ・ 調査員向け e-ラーニング「全国テスト」の受講を促し、現状を把握。また、調査員向け e-ラーニング の学習状況を把握し、積極的な学習を促すことを実施
- ・ 認定調査項目の整合性チェックから、調査員が選択を間違えやすい項目を抽出し、定義の確認を繰り返し行う。その内容を、市独自のマニュアルとして活用できるよう整理
- ・ 研修の実施や調査票の点検により、調査項目選択のばらつきの解消に取り組む。認定調査員が審査判 定を体験する場をつくり、認定調査員が審査判定に有用な情報を知り特記事項に漏らさず記載できる ようにする取組を実施
- ・ 調査票からの審査判定基準を審査会と調査員で共有するため、調査員に認定審査会研修会へ適宜傍聴してもらうよう働きかけ (※)
- ・ 提出された調査票の事務局によるチェックを重点的に行い、調査員個々の傾向について把握 (※)
- ・ 認定調査結果の全件点検、認定調査員の e-ラーニングの活用 (※)

○ 適正化の取組の適切性を評価

・ 業務分析データ等を活用して、改善を試みた当市の傾向や特徴について確認。改善が見られなければ 新しい取組みを検討

〇 その他

- ・ 調査委託を行う事業所全体へ調査方法等についての確認用資料を作成して配布
- ・ 区民向けと地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業者向けの申請に関するガイドを作成
- (※) 小規模保険者においても設定されている主な実施目標

ケアプラン点検

〇 保険者としての点検の視点や規模を明確化し、計画的に実施

- ・ 管内全ての介護支援専門員(又は事業所)が、計画期間内(又は事業所の指定期間内)に点検を受けられるよう計画的に実施 (※)
- ・ 実地指導のスケジュールと連携した形でケアプラン点検を実施(実地指導の前年又は翌年にケアプラン点検を実施、等)
- ・ 介護保険事業計画における重点項目と併せた形で点検テーマを設定
- ・ 「見える化」システムにおいて、東京都平均や近隣保険者と比較して、受給率や一人当たり給付費、 利用回数等が多いサービスを中心に点検を実施
- ・ 国保連合会介護給付適正化システムやケアプラン分析システムを活用し、管内事業所のケアプランの 作成傾向を踏まえて対象を抽出したうえで点検を実施(ショートステイの長期利用、特定サービスの 集中や偏り、等) (※)
- ・ その他、特定の事業所や規模感で実施(新規開設事業所や一人の介護支援専門員のみで運営している 事業所を対象に実施、地域包括支援センターの圏域ごとに実施、等)

○ 点検にあたって専門的知識を補う方法や体制を検討

- ・ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携し、点検者としての活用を 検討(管内の主任介護支援専門員に持ち回りで点検者を依頼、点検者としての選定基準や推薦方法を 設定して点検者向けの研修を開催、等) (※)
- ・ 過去に点検を受けた介護支援専門員に、次回以降、点検者としての協力を依頼 (※)

○ 点検の効果を検証し、より効果的な点検方法を検討

- ・ 点検を受けた介護支援専門員や点検への協力を依頼した主任介護支援専門員から、気づきを得た点や 実務として改善した点(又は点検に対する負担感や点検手法の課題)について、報告を受ける仕組み を構築
- ・ 点検後の経過を把握するため、同じケアプランについて再点検を実施 (※)

○ 事業趣旨や点検結果等を普及啓発し、介護支援専門員等とケアマネジメントの考え方を共有

- ・ 点検対象以外の介護支援専門員や事業所管理者等の面談への同席を依頼
- ・ ケアプラン点検の事業趣旨や各年度における点検結果(評価点、改善点、管内の全体の傾向など)について、事業者連絡会や集団指導、事業者向け広報等の機会を活用して周知 (※)
- ・ 介護支援専門員による自己点検や相互点検を促す機会(研修やグループワークの実施、事業者連絡会等における普及啓発)を設け、必要に応じてその結果の報告を依頼
- ・ (計画最終年度について)過去の実績を総括し、自立支援に資するケアプランについての研修会を開催するほか、次期計画への反映について検討
- (※) 小規模保険者においても設定されている主な実施目標

住宅改修 • 福祉用具点検

○ 利用者の身体状況等に合った適切な住宅改修・福祉用具の利用となるよう事業者等に普及啓発

・ 住宅改修業者や福祉用具貸与・購入事業者、居宅介護支援事業者に対し、制度趣旨や適切な住宅改修、福祉用具の利用について、集団指導や研修等の機会を通じて周知 (※)

(特に居宅介護支援事業者に対しては理由書作成時の留意点も併せて説明)

- ・ 制度内容や手続きについての理解促進を図るため、案内書やチラシ等を作成・配布 (※)
- ・ 受領委任払いの登録要件として、保険者主催の集団指導や研修の受講等を位置づけて、事業者全体の 質を管理

○ 申請内容を精査し、確認を要する案件を選定したうえで効果的に訪問調査等を実施

- ・ 住宅改修費や福祉用具購入費が高額である場合や、実績の少ない事業者である場合等、疑義が生じや すい事案について実施 (※)
- ・ 介護支援専門員の関与が薄い事案について実施(介護支援専門員以外が住宅改修の理由書を作成した 場合や、利用者を担当する介護支援専門員がいない場合、等)
- ・ 保険者内で事例を集約し、手引きやQ&A、訪問調査時のチェックシートを作成 (※)
- ・ 書類審査や訪問調査時、必要に応じてリハビリ専門職等の協力(職員として配置、職能団体と連携、 等)を得て実施

○ 福祉用具購入・貸与の適切な利用や価格等について、確認及び周知する方法を検討

- ・ 同一品目の複数購入や貸与、再購入等について、福祉用具事業者及び介護支援専門員に確認
- ・ ケアプラン点検と連動した福祉用具の点検方法について検討
- ・ 軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与について、保険者への届出制としたうえで、縦覧点検の帳票に おける「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」と突合して、未届の事案について事業者 に確認 (※)
- ・ 給付実績の帳票における「福祉用具貸与費一覧表」を活用し、同一製品の貸与価格が平均価格を一定 程度上回る場合に、事業者に対して通知
- ・ 給付費通知や広報等を活用し、利用者へ貸与価格を公表・周知
- (※) 小規模保険者においても設定されている主な実施目標

縦覧点検・医療情報との突合

- 国保連合会処理対象外の縦覧点検・医療情報との突合について、点検手法等を検討
 - ・ 過誤になる可能性が高い等、費用対効果が高い帳票(計画費縦覧、重複縦覧、算定縦覧、軽度の要介 護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表、等)を中心に点検 (※)
 - ・ 国保連合会のシステム研修会や出張説明、提供情報活用マニュアルを活用 (※)

○ 点検で判明した問題等を事業者指導等に活用

- ・ 不適切な請求が多く確認される項目について、指導の所管部署とも連携し、実地指導や集団指導等に おいて確認及び周知
 - (※) 小規模保険者においても設定されている主な実施目標

介護給付費通知

- 受給者の反応等をもとに、効果的な介護給付費通知となるよう見直し
 - ・ 通知内容や回数、対象者等を適宜見直すほか、通知の見方や通知内容に関するQ&Aについて、問合 せ記録等をもとに改善したうえで同封して発送 (※)
 - ・ 介護支援専門員に対して利用者への説明協力を依頼 (※)
- 管内の地域状況、介護保険制度の内容、介護給付適正化の趣旨等について案内
 - ・ 管内の給付費や認定者数等の地域状況を踏まえた適正化の意義について、同封物で周知
 - ・制度改正内容の周知のほか、制度の利用にあたっての利用者向けアンケートを実施
 - (※) 小規模保険者においても設定されている主な実施目標

給付実績の活用

- 給付実績の帳票について、活用頻度が高い帳票から順次活用
 - ・ 先行区市町村の好事例を参考にするほか、国保連合会のシステム研修や出張説明、提供情報活用マニュアルを活用 (※)
- 効率的・効果的な活用方法の検討
 - ・ サービス内容の事業者への確認、ケアプラン点検や実地指導の対象事業所の選定及び事業所の動向確認に活用(加算要件等の確認、1種類サービスのみが位置付けられているなど特定のサービスに集中・偏りがあるプランの抽出、等)
 - (※) 小規模保険者においても設定されている主な実施目標